

TCRP41－03
ASNITE公表用文書

ASNITE試験事業者－エネルギースター
プログラムに係る認定の特定要求事項
(第3版)

2025年1月16日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目 次

1.	適用範囲	3
2.	引用規格及び関連文書	3
3.	用語	3
4.	特定要求事項	3
5.	技能試験	4
6.	遵守事項の誓約	4
附 則	4
様式1	エネルギースタープログラムに係るASNITEの遵守事項の誓約について	5
参考資料	7

ASNITE試験事業者－エネルギースタープログラムに係る 認定の特定要求事項

1. 適用範囲

この特定要求事項は、製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)試験事業者エネルギースター認定プログラム(以下「ASNITE-T(ES)認定」という。)における要求事項の一部として用いているものである。なお、ASNITE-T(一般)事業者に対する共通的な要求事項として「TERP21 ASNITE試験事業者認定の一般要求事項」を適用する。

2. 引用規格及び関連文書

この文書では、次に掲げる規格、規程類を引用する。規格、規程等のうち、発行年又は版の記載がないものは、その最新版を適用する。また、国際規格については、これらの規格のその版を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本産業規格又は標準仕様書に読み替えてもよい。

- (1) ISO/IEC 17011 Conformity assessment – Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies(適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項)
- (2) ISO/IEC 17025 General requirements for the competence of testing and calibration laboratories(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)
- (3) UIF03 認定スキーム文書(ASNITE-T(ES))
- (4) TERP21 ASNITE試験事業者認定の一般要求事項
- (5) EPA文書「Conditions and Criteria for Recognition of Accreditation Bodies for ENERGY STAR® Laboratory Recognition(ENERGY STAR®試験所承認に関する認定機関承認の条件と基準)」
- (6) EPA文書「Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR® Program(ENERGY STAR®プログラムの試験所承認の条件と基準)」

3. 用語

この規程において、ISO/IEC 17011及びISO/IEC 17025で定義された用語のほか、次の用語を使用する。

EPA: 米国連邦政府機関である米国環境保護庁

エネルギースタープログラム: EPAが運営する省エネルギー促進のための環境ラベリング制度

エネルギースター試験事業者: エネルギースタープログラムに係る製品試験を実施するものとして独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター(IAJapan)によるISO/IEC 17025に基づくASNITE-T(ES)認定を受けようとする試験事業者又は認定を取得した試験事業者

4. 特定要求事項

エネルギースター試験事業者は、EPAによって定められた「Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR® Program(ENERGY STAR®プログラムの試験所承認の条件と基準)」

https://cmadmin.energystar.gov/sites/default/files/asset/document/Criteria_Laboratories.pdf に規定されている要求事項を満足しなければならない。(和訳については参考資料を参照の

こと)

なお、「TERP21 ASNITE試験事業者認定の一般要求事項」及びISO/IEC 17025に規定されていない特筆すべき特定要求事項の一部は次のとおりである。

- (1) 試験事業者の従業員が倫理(ethics)やコンプライアンス(compliance)監査に参加し、定期的に合格している証拠を有すること。
- (2) 試験結果に不当な影響を与えようとする企てを報告し、それに対応する仕組みが整備されている証拠を有すること。
- (3) 認定されたそれぞれのENERGY STAR試験方法について、試験事業者の試験施設、設備、機器、および従業員の活用について詳述する、試験方法の開発とそれらを維持すること。

5. 技能試験

エネルギースター試験事業者は、「IAJapan技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針」(URP33)に定める技能試験要求事項に加えてEPAによって特定された関連する試験所間比較(ILC:inter-laboratory comparison)への参加に同意すること。

6. 遵守事項の誓約

エネルギースター試験事業者は、ASNITE-T(ES)認定の申請時に様式1の誓約書を独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターに提出すること。

附 則

この規程は平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規程は2021年7月2日から適用する。

附 則

この規程は2025年1月16日から適用する。

様式1 エネルギースタープログラムに係るASNITEの遵守事項の誓約について

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター 殿

住 所
名 称
代表者名

エネルギースタープログラムに係るASNITE認定の申請を行うに当たっては、下記の事項に従うことを誓約します。

記

1. エネルギースター試験事業者は、EPAによって定められた「Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR® Program (ENERGY STAR®プログラムの試験所承認の条件と基準)」
https://cmadmin.energystar.gov/sites/default/files/asset/document/Criteria_Laboratories.pdf に規定されている要求事項に適合すること。
2. 認定されたそれぞれのENERGY STAR試験方法について、試験所の試験施設、設備、機器、および従業員の活用について詳述する、試験方法の開発とそれらを維持すること。
3. 試験結果を隠蔽または試験結果に不当な影響を与えようとする企てについては、直ちにEPA/DOEに通知すること。
4. ENERGY STARプログラムの要件に対する適合または検証のために実施される試験に、EPAまたはEPAが指名した代表者が、その裁量で試験に立ち会うことを認めること。
5. EPA/DOEが必要と判断した場合、関連する参加可能な試験所間比較(ILC: inter-laboratory comparison)への参加に同意すること。
6. 技能試験提供者からの指示に別段の定めがない限り、通常の試験／校正および報告の方法に従ってILCを実施すること。
7. 要求に応じて以下をEPA/DOEに提出すること。
 - (1) ILCの結果
 - (2) これら結果の分析、および、
 - (3) 異常なあるいは許容できない結果に対する詳細な是正措置の対応
8. 認定証と認定範囲の電子コピーをEPAに提出すること。これには、少なくとも以下が含まれる。
 - (1) 認定の発効日
 - (2) 認定の有効期限(該当する場合)、および、
 - (3) ENERGY STARに関連する認定された試験方法
9. 試験所による是正措置計画および指摘事項に対する解決策を含む、ENERGY STAR試験に関連する審査資料の写しを、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターがEPAと共有することを認めること。
10. 試験所に影響を与える重大な変更があった場合は、30日以内にEPA及び独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターに報告すること。
 - (1) 法律、商業、組織、あるいは所有権に関する状況
 - (2) 組織構成および管理体制(例: 主要管理要員)
 - (3) 必要に応じて、方針または手続き

(4) 所在地

(5) 重要な場合には、従業員、施設、作業環境、またはその他の資源

(6) 試験所の能力、認定された試験活動範囲、またはENERGY STAR要件および関連する技術書類の遵守に影響を与える可能性のあるその他の事項

11. ENERGY STAR試験方法に関する質問は、EPAに照会し、それら質問への解答はEPAの決定に従うこと。

注) EPA: 米国環境保護庁

DOE: 米国エネルギー省

参考資料

ENERGY STAR®プログラムの試験所承認の条件と基準

「ENERGY STAR®プログラムの試験所承認の条件と基準」は、一般財団法人省エネルギーセンター(ECCJ)による「Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR® Program」(2010年6月:確定)の和訳をもとにして、IAJapanの文書として作成している。内容について、疑義が生じた場合は、EPAの原本に基づくものとする。

ENERGY STARプログラムのEPAが承認した認定試験所¹として試験活動を行うためには、当該試験所は、以下の要求事項を常に遵守することに書面にて同意すること。

一般要求事項

- 1) EPAが承認した認定機関(AB: Accreditation Body)によるISO/IEC 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項(General requirements for the competence of testing and calibration laboratories)」に基づく認定を維持すること。ISO/IEC 17025の注目すべき要求事項には、以下の項目が含まれる。
- a) 品質目標、確約、および運用手順を定めた方針を有すること。
 - b) 試験を実施するために必要な教育と訓練を受けた経験豊富な人材を雇用すること。
 - c) 適切な試験に必要な物理的な施設・設備と試験機器を有すること。
 - d) 測定機器が正確で校正されており、また校正記録が保持されていることを確保すること。
 - e) すべての観察結果、試験データ、及び計算の記録の原本が保持すること。
 - f) 試験所の管理要員および従業員の業務の品質に悪影響を及ぼす可能性のある社内外の商業的、財政的、その他の不当な圧力や影響がないことを確実にするための取り決めを維持すること。

注記: 試験所が製品試験の公平性を常に維持することが、EPAの期待である。ISO/IEC 17025の要求事項に合致した公平性を示すには、以下の内容が含まれるが、これらに限定されない。

- i) 試験所の結果を管理、実施、または検証を行うすべての要員の責任、権限、および相互関係が、業務の品質に悪影響を及ぼす可能性のある影響を受けていないことを示す組織図。
- ii) 内部監査の日付、監査結果、および是正措置。
- iii) 顧客からの苦情とそれに対する是正処置。
- iv) 参加した従業員名を含む再現性に関する十分な情報が記載された試験記録の原本。
- v) 試験所の従業員が倫理・コンプライアンス監査に参加し、定期的に合格している証拠。
- vi) 試験結果に不当な影響を与えようとする企てを報告し、それに対応する仕組みが整備されている証拠。

¹ ISO/IEC 17025に対する認定維持の代替方法として、当該試験所は、EPAが承認した認証機関による指導または製造事業者試験所立ち会いプログラム(SMTL/WMTL)に参加することができる。これらの詳細は、「ENERGY STARプログラム認証機関の承認に関する条件と基準」の付属書Aを参照すること。

- 2) 認定されたそれぞれのENERGY STAR試験方法について、試験所の試験施設、設備、機器、および従業員の活用について詳述する、試験方法の開発とそれらを維持すること。
- 3) 試験結果を隠蔽または試験結果に不当な影響を与えようとする企てについては、直ちにEPA/DOEに通知すること。
- 4) 当該試験所が製品を試験する予定のENERGY STARプログラムに説明されている試験方法を実施する具体的な能力が認定範囲に記録されていること。²

注記：試験所と認定機関の負担を軽減するために、EPAは、ENERGY STAR基準が改定された場合に、試験所に対して認定範囲の更新を求めない。ただしEPAは、試験所が基準の現在有効なバージョンのプログラム要件記載されている試験方法と試験所の試験方法が整合していることを確保することを求める。さらに、試験方法の大幅な変更、例えば、基準改定により先行する基準バージョンとは全く異なる試験方法が求められる場合には、新たに求められる試験方法を反映させるために認定範囲を更新する必要がある。

- 5) ENERGY STARプログラムの要件に対する適合または検証のために実施される試験に、EPAまたはEPAが指名した代表者が、その裁量で試験に立ち会うことを認めること。EPAまたはEPAが指名した代表者は、専ら立会人として業務を遂行し、試験所の試験活動にいかなる形でも参加しないことに合意すること。

試験所間比較：

- 1) EPA/DOEが必要と判断した場合、関連する参加可能な試験所間比較(ILC: inter-laboratory comparison)への参加に同意すること。
- 2) 技能試験提供者からの指示に別段の定めがない限り、通常の試験／校正および報告の方法に従ってILCを実施すること。
- 3) 要求に応じて以下をEPA/DOEに提出すること。
 - a) ILCの結果
 - b) これら結果の分析
 - c) 異常なあるいは許容できない結果に対する詳細な是正措置の対応

報告：

- 1) 認定証と認定範囲の電子コピーをEPAに提出すること。これには、少なくとも以下が含まれる。
 - a) 認定の発効日。
 - b) 認定の有効期限(該当する場合)。
 - c) ENERGY STARに関連する認定された試験方法。
- 2) 当該試験所による是正措置計画および指摘事項に対する解決策を含む、ENERGY STAR試験に関連する審査資料の写しを当該試験所のABがEPAと共有することを認めること。

² 該当する試験方法は、各ENERGY STAR基準書の製品試験の章に記載されている。

- 3) 当該試験所に影響を与える重大な変更があった場合は、30日以内にEPA及び当該試験所のABに報告すること。
 - a) 法律、商業、組織、または所有権に関する状況。
 - b) 組織構成および管理体制(例: 主要管理要員)。
 - c) 必要に応じて、方針または手続き。
 - d) 所在地。
 - e) 重要な場合には、従業員、施設、作業環境、またはその他の資源。
 - f) 当該試験所の能力、認定された試験活動範囲、または ENERGY STAR要件および関連する技術書類の遵守に影響を与える可能性のあるその他の事項。

- 4) ENERGY STAR試験方法に関する質問は、EPAに照会し、それら質問への解答はEPAの決定に従うこと。

以上

ASNITE試験事業者－エネルギースター認定プログラムに係る特定要求事項 第3版
改正ポイント

主な改正内容

- ◆ 技能試験に関する方針の改正に伴う修正

内容の変更を伴う改正箇所には、下線を付しています。